

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書等の提出を求める公告

令和7年5月12日

岡山県知事 伊原木 隆太

次のとおり、参加意思確認書等の提出を求めます。

1 当該招請の趣旨

本業務については、ニホンザルの生態等と統計手法に対する高度な専門知識、経験を有し、本業務を確実に履行できる法人である、株式会社野生動物保護管理事務所を相手方とする契約手続を行う予定としているが、3の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施する。

公募の結果、3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、株式会社野生動物保護管理事務所との契約手続に移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、株式会社野生動物保護管理事務所と当該応募者から企画提案書の提出を求め、別途定める審査基準により審査を行い契約の相手方を決定する。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度野生鳥獣調査事業（ニホンザル生息状況調査）
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月23日まで

3 応募要件

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 基本的要件

- ア 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登載され、格付け基準がA級以上であること。
- イ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ウ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- エ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する

者でないこと。

(2) 業務の実施に関する要件

- ア 県内全域を業務対象とすることができる体制を有する団体であること。
- イ 野生鳥獣の生態等に関する高度な専門知識、経験を有していること。
- ウ 当該業務と同様の事業を実施した実績を有すること。
- エ 過去2年間に県との契約がある場合、全て誠実に履行していること。

4 手続等

(1) 担当部課 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県農林水産部農村振興課鳥獣害対策室

TEL 086-226-7439 電子メール choujuugai@pref.okayama.lg.jp

(2) 公告及び仕様書の交付

- ア 交付期間 本公示の日から令和7年5月19日(月)午後5時まで
- イ 交付場所 岡山県ホームページからダウンロードすること
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/328/>

(3) 参加意思確認書の提出

- ア 提出様式 別紙「企画提案参加意思確認書(様式第1号)」のとおり
- イ 提出期限 令和7年5月19日(月)午後5時まで
- ウ 提出場所 上記(1)に同じ
- エ 提出方法 持参、郵送又はメールによる(提出期限内に必着)

(4) 企画提案書の提出

- ア 提出様式 別紙「企画提案書(様式第2号)」のとおり
- イ 提出期限 令和7年5月27日(火)午後5時まで
- ウ 提出場所 上記(1)に同じ
- エ 提出方法 持参、郵送又はメールによる(提出期限内に必着)

5 その他

- (1) 契約保証金は岡山県財務規則(昭和61年3月20日規則第8号)第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (2) 応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、企画提案書の提出者の選定及び企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限後における参加意思確認書又は企画提案書の差替え及び再提出は、認めない。
- (6) 参加意思確認書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。
- (7) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。